

山梨県公報

号外第二十二号

平成十六年

五月十三日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………二
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………二

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十六年五月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
大志の会	大柴 堅志	古屋 進	甲府市国母四 一五 一五	平成十六年 四月十一日	平成十六年 四月十五日
リベラルな市民社会をつくる会「あらた！」	天野 宣	深沢 紀昭	甲府市国母四 一五 一五	平成十六年 四月十一日	平成十六年 四月十六日
忠友クラブ	今沢 忠文	依田 睦男	南アルプス市西南湖四二六四 二二	平成十六年 四月二十八日	平成十六年 四月二十八日
みどりの会議・伸ばそう山梨	川村 晃生	長谷川 襟子	甲府市古府中町九八四 二	平成十六年 五月一日	平成十六年 五月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	清水一を支援する一進会	岩下 勉		甲府市美咲一 一三 一一	平成十五年 十月二十九日	平成十六年 三月三十一日
旧	奥石東を支援する菲友会	赤井 弘雄		甲府市湯村三 一五 一〇	平成十六年 四月二十一日	平成十六年 四月二十三日
新	渡辺正志後援会	勝 俣 理 作			平成十六年 五月一日	平成十六年 五月六日
旧		土屋 孝行				

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
望月理十郎後援会望親会	望月 清次	川住 守	南巨摩郡増穂町高下六一三	平成十六年 三月三十一日	平成十六年 四月十四日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
大柴 堅志	参議院議員	大志の会	甲府市国母四 一五 一五	大柴 堅志	平成十六年 四月十一日	平成十六年 四月十五日
今沢 忠文	山梨県議会議員	忠友クラブ	南アルプス市西南湖四二六四二	今沢 忠文	平成十六年 四月二十八日	平成十六年 四月二十八日

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十六年五月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

病院の名称	所在地
医療法人社団 青虎会 介護老人保健施設 はまなす	南都留郡富士河口湖町船津字 桜休場六九〇一番地

老人ホームの名称	所在地
社会福祉法人 芳寿会 特別養護老人ホーム 回生荘	都留市境三六番地

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号、昭和四十九年山梨県選挙管理委員会告示第三十五号及び平成九年山梨県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のとおり改正する。

平成十六年五月十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号の一部改正)

一の表中「国立甲府病院」を「独立行政法人国立病院機構甲府病院」に、「国立療養所西甲府病院」を「独立行政法人国立病院機構西甲府病院」に、「南都留郡河口湖町船津六、六六三番地一」を「南都留郡富士河口湖町船津六六六三番地一」に改める。

(昭和四十九年山梨県選挙管理委員会告示第三十五号の一部改正)

表中「甲府市下飯田二丁目一〇番一号」を「東山梨郡春日居町小松八五五番一九二」に改める。

(平成九年山梨県選挙管理委員会告示第四号の一部改正)

表中「南都留郡河口湖町船津六六六三番地一」を「南都留郡富士河口湖町船津六六六三番地一」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番